

株主各位

令和4年6月2日

東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
新生紙パルプ商事株式会社
取締役社長 三瓶悦男

第162回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月21日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 令和4年6月22日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分) |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階 会議室 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1.第162期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第162期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。
- ◎「連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sppcl.co.jp>)に掲載しております。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(上記と同じ)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による断続的な社会活動の制限が景気を下押し、年度後半には行動制限緩和に伴う個人消費や設備投資等の回復を背景に持ち直しの動きがみられたものの、オミクロン変異株のまん延により景気回復の動きが弱まりました。

世界経済は、欧米を中心とした新型コロナウイルス感染症の感染対策緩和により回復基調が続きましたが、消費財の需要増加と供給制約に伴う原材料価格の高騰や資源価格上昇による物価上昇が、回復のペースを鈍化させました。また、ウクライナ情勢の悪化による資源価格の高騰や金融資本市場の変動等の影響を受け、非資源国を中心に景気回復の減速が懸念されます。

国内経済は、断続的に実施された経済活動制限の緩和を受けた個人消費や東南アジアからの部品供給の回復傾向による自動車を中心とした生産の回復がみられましたが、オミクロン変異株の感染が急拡大したことにより、本格的な景気回復には至りませんでした。また、サプライチェーンの混乱による供給制約や原材料価格の高騰による物価上昇等に加え、ウクライナ情勢の悪化による資源価格等の更なる高騰を受け、交易条件の悪化による企業収益の下振れや個人消費の回復の遅れが懸念されるなど、不安定な状況となっております。

この間、当社グループの関連する紙・板紙の国内出荷は前期の急激な減少から反動して増加しましたが、紙の需要は構造的な減少が継続しており、前々期の水準は下回りました。

特にチラシ・新聞用紙・印刷情報用紙に代表されるグラフィック用紙は、印刷用紙の増加により、前期の大幅な減少からは回復したものの、前々期の水準には届きませんでした。また、紙器・段ボール・包装用紙のパッケージ関連分野は、生活関連資材が堅調に推移し、経済活動制限の緩和により、前期を上回り、国内出荷は前々期の水準まで回復しました。

このような状況下、国内製紙各社は、国内既存事業の更なる効率化や事業構造転換を推進するとともに、海外市場でも堅調に推移するパッケージ用紙や家庭紙への投資やエネルギー事業・新素材事業等の新分野への取り組みを強化しつつあります。

紙パ関連業界を品種別にみますと、印刷用紙は、広告宣伝用途の需要が前期に急激に落ち込んだ塗工紙を中心に回復の動きをみせたものの、前々期と比較すると大幅な減少となりました。情報用紙は、テレワークの定着等によりオフィス向け需要の減少が続きました。板紙は、回復が続く工業用向けや通販向けは堅調に推移し、土産物向けや化粧品・医薬品向け等も回復の兆しが見え、前期の落ち込みからは回復し、前々期の需要に迫りました。また、化成品は、コロナ禍による行動制限により家庭向け食品用途は増加しましたが、業務用向けの低迷により、前期並みとなりました。

当社グループにおきましては、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージ・化成品の5分野の連携を強化し、コロナ禍による事業環境の変化と、社会情勢による需要構造の変化に対応すべく、企業価値の向上と事業効率化に取り組みました。

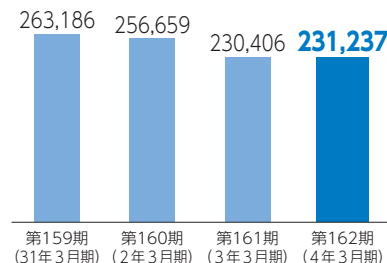
この結果、当連結会計年度の業績は、売上高231,237百万円、経常利益5,625百万円(前期比16.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,883百万円(同18.6%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、売上高が、13,824百万円減少しております。このため、当連結会計年度の売上高の対前期増減率は記載しておりません。

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

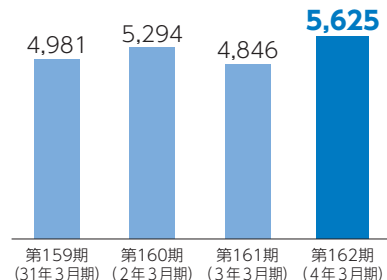
売上高

(単位：百万円)



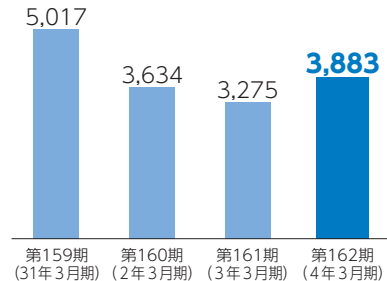
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



紙・板紙・化成品等卸売関連事業

売上高 223,030百万円 営業利益 3,176百万円(前期比9.8%増)

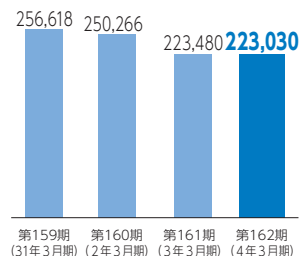
紙・板紙・化成品等卸売関連事業におきましては、紙の国内向けは前期の急激な落ち込みからの反動により増加したものの、回復は限定的なものとなり、前々期からは下回りました。海外向けは、国内品の東南アジア向け需要が高まり増加しました。板紙の国内向けは経済活動制限の緩和により前期から増加し、海外向けも前期に増販した白板紙が堅調に推移したことにより、増加しました。化成品は、食品用途向けが伸長したことに加え、原油価格上昇等による販売価格改定により、増加しました。

この結果、紙・板紙・化成品等卸売関連事業の売上高は223,030百万円、営業利益は3,176百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高の減少は、13,671百万円になります。

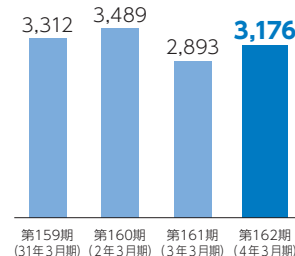
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



紙加工等関連事業

売上高 5,861百万円 営業利益 42百万円

紙加工等関連事業におきましては、段ボール製造子会社の製造販売が順調に推移したことにより、売上高が増加しました。

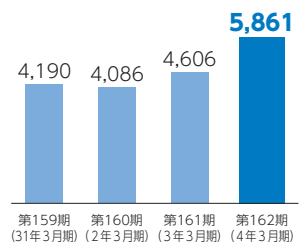
経費面では固定費等の削減により利益確保に努めました。

この結果、紙加工等関連事業の売上高は5,861百万円、営業利益は42百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高の減少は、153百万円になります。

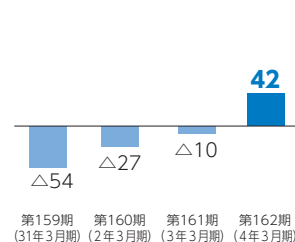
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



不動産賃貸関連事業

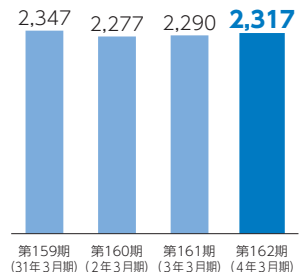
売上高 2,317百万円 営業利益 1,432百万円(前期比11.0%増)

不動産賃貸関連事業におきましては、所有不動産の有効活用及び維持管理に努めてまいりました。

この結果、不動産賃貸関連事業の売上高は2,317百万円、営業利益は1,432百万円となりました。

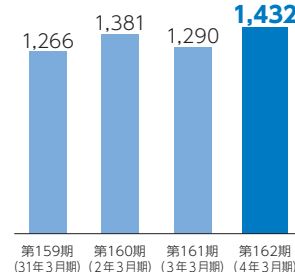
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



(2) 当社の営業の成果並びに対処すべき課題

当期における当社の売上高は221,556百万円、この内、商品売上高は218,702百万円となりました。

利益面につきましては、為替差益の増加などにより、経常利益は5,308百万円(前期比15.0%増)となりました。

当期純利益は、特別利益に所有不動産の固定資産売却益を計上したことなどにより、前期比21.6%増の3,625百万円となりました。

当期における当社の部門別の営業の状況は次のとおりであります。

■ 紙部門

売上高 120,691百万円

紙の国内向けは、出版印刷は電子媒体への移行が続き減少しましたが、商業印刷は前期の急激な減少の反動と年度後半の社会活動の制限緩和により、チラシ・カタログ用途を中心に回復しました。海外向けは、物流混乱と需給逼迫による欧州品の供給不足や海上運賃高騰による海外メーカーの輸出減少により、日本品への需要が増加し、東南アジア向けの販売が伸長しました。

ただし、収益認識会計基準等の適用により売上高が減少しました。

その結果、売上数量は1,008千トン(前期比3.5%増)、売上高は120,691百万円となりました。

■ 板紙部門

売上高 37,703百万円

段ボール原紙は、天候不順による青果物や行動制限による飲料への影響はあったものの、通販・宅配向け等が堅調に推移し増加しました。白板紙は、前期の減少から反動し、土産物や医薬品向けの需要が回復の兆しをみせ、増加しました。また、海外からの需要は、東南アジア向けを中心に増加傾向が続きました。

ただし、収益認識会計基準等の適用により売上高が減少しました。

その結果、売上数量は514千トン(前期比3.6%増)、売上高は37,703百万円となりました。

■ 化成品部門

売上高 45,669百万円

化成品は、内食需要の定着に伴い、家庭向け食品用途が堅調だったことに加え、業務用にも回復の兆しがみえました。また、原油価格上昇等による販売価格改定もあり、増加しました。

その結果、売上高は45,669百万円となりました。

■ パルプ他部門

売上高 11,164百万円

パルプ及び工業用紙製品の増加により、売上高は11,164百万円となりました。

■ その他部門

売上高 3,473百万円

板紙製品の増加により、売上高は3,473百万円となりました。

以上の結果を踏まえて、当社といたしましては来期を初年度とする第6次中期3ヶ年計画を策定いたしました。「Growth 2024」—SPPグループ総合力の発揮による市場開拓と用途・商材開発への挑戦—をテーマに掲げ、紙・板紙・化成品市場において進行する需要構造の変化やコロナ禍による社会環境の変化に対応すべく、SPPグループ総合力を駆使して市場開拓・用途開発・新商材開発を推進し、持続的な成長に向けて取り組んでまいります。また、グループ経営資源の活用により市場動向に応じた事業分野別戦略のもと事業拡大を推進し、企業価値の向上を目指してまいります。

これらの事業活動を通じて環境に配慮した経営を推進し、「紙」「板紙」「フィルム」の横断的な取り組みによる新たな付加価値の創出により、持続可能な社会の実現に資するよう努力していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は514百万円であり、その主なものは紙・板紙・化成品等卸売関連事業用資産の取得332百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社である株式会社紙大倉は、令和3年4月1日付で協同紙商事株式会社の不動産賃貸事業以外の事業(主に紙販売事業)に関する権利義務を吸収分割により承継いたしました。

また同日付で、株式会社紙大倉は協同紙商事株式会社へ商号変更いたしました。

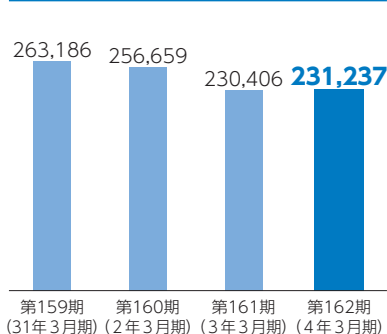
(8) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 期 別 区 分 | 第159期 平成31年3月期 | 第160期 令和2年3月期 | 第161期 令和3年3月期 | 第162期 令和4年3月期 |
|-----------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円) | 263,186 | 256,659 | 230,406 | 231,237 |
| 経常利益 (百万円) | 4,981 | 5,294 | 4,846 | 5,625 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,017 | 3,634 | 3,275 | 3,883 |
| 1株当たり当期純利益 | 65円90銭 | 47円74銭 | 43円03銭 | 51円25銭 |
| 総資産 (百万円) | 160,090 | 147,492 | 149,248 | 153,565 |
| 純資産 (百万円) | 60,244 | 60,718 | 65,566 | 68,018 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。

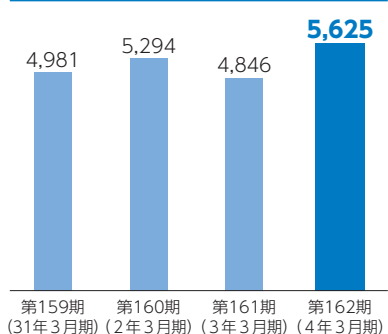
売上高

(単位：百万円)



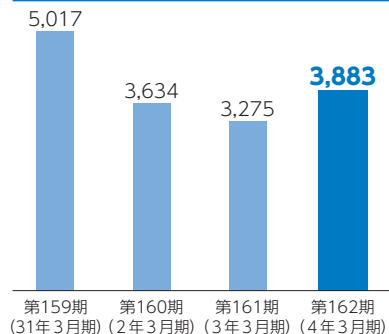
経常利益

(単位：百万円)



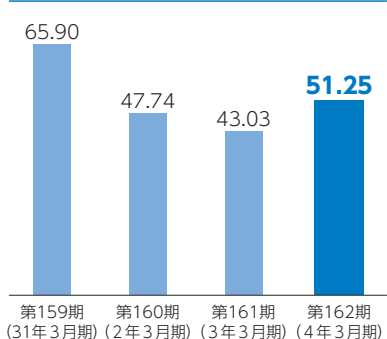
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



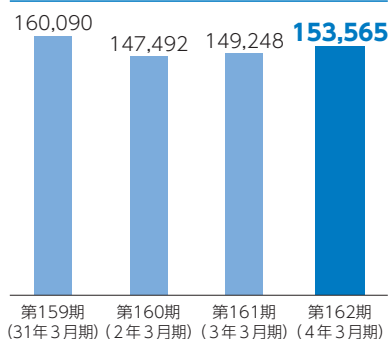
1株当たり当期純利益

(単位：円)



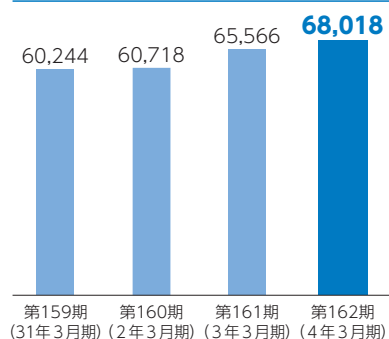
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(9) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金(百万円) | 議決権比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|----------|----------|------------|
| オーピーパーム株式会社 | 30 | 99.7 | 紙加工品販売業 |
| オーピーパック株式会社 | 12 | 90.0 | フィルム加工販売業 |
| 協同紙商事株式会社 | 33 | 99.7 | 紙卸売業 |
| 株式会社コアパック | 90 | 97.0 | 段ボール製造・販売業 |
| 株式会社興栄 | 12 | 81.3 | 段ボール製造・販売業 |
| 新生物流株式会社 | 72 | 99.3 | 倉庫・運送業 |
| 山一加工紙株式会社 | 20 | 90.7 | 紙加工品製造・販売業 |
| 大倉紙業商事(上海)有限公司 | 21 | 100.0 | 紙卸売業 |
| 大倉商貿(上海)有限公司 | 1,239 | 100.0 | 紙卸売業 |
| SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP. | 82 | 100.0 | 紙卸売業 |
| SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN BHD | 27 | 79.5 | 紙卸売業 |
| SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD. | 34 | 99.9 | 紙卸売業 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

【紙・板紙・化成品等卸売関連事業】

紙・板紙・化成品販売、紙製品販売、倉庫・運送業

【紙加工等関連事業】

フィルム加工、フィルム・段ボール製造販売、紙加工品製造販売

【不動産賃貸関連事業】

不動産賃貸

(11) 主要拠点等

当社グループの主要拠点等は次のとおりであります。

① 当社

| | |
|-------|-----------------------|
| 本社 | 東京都千代田区神田錦町1丁目8番地 |
| 東京本店 | 東京都千代田区神田錦町1丁目8番地 |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10号 |
| 名古屋支店 | 愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番18号 |
| 九州支店 | 福岡県福岡市博多区店屋町4番12号 |
| 札幌支店 | 北海道札幌市中央区大通西5丁目1番2号 |
| 仙台支店 | 宮城県仙台市若林区卸町2丁目10番1号 |
| 富山支店 | 富山県富山市弥生町1丁目10番11号 |

(注) 札幌支店は、令和4年4月25日付で北海道札幌市中央区南三条西10丁目1001番地5に移転しております。

② 子会社及び関連会社

| | |
|---|--|
| オーピーパーム株式会社 | 東京都千代田区神田錦町1丁目8番地 |
| オーピーパック株式会社 | 大阪府摂津市鳥飼八防1丁目14番1号 |
| 協同紙商事株式会社 | 東京都千代田区神田司町2丁目21番 |
| 極東高分子株式会社 | 北海道小樽市銭函2丁目56番1号 |
| 株式会社コアパック | 愛知県春日井市如意申町6丁目16番地3号 |
| 株式会社興栄 | 神奈川県横浜市港北区新羽町884番地 |
| 新物流株式会社 | 東京都足立区入谷6丁目2番3号 |
| 株式会社大文字洋紙店 | 東京都中央区日本橋小舟町8番4号 |
| 山一加工紙株式会社 | 静岡県沼津市一本松122番2号 |
| 大倉紙業商事(上海)有限公司 | 中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508 |
| 大倉商貿(上海)有限公司 | 中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508 |
| SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP. | 23332 Hawthorne Blvd. Suite 204, Torrance, CA 90505, USA |
| SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN BHD | 8-1,Jalan 1/149D,Bandar Baru Sri Petaling,57000 Kuala Lumpur Malaysia |
| SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD. | 163, Thai Samut Asset Building, Room 2A, Surawongse Road, Suriyawongse, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand |

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区分 | 従業員数(名) | 前期末比(名) | 平均年齢(才) | 平均勤続年数(年) |
|--------|---------|---------|---------|-----------|
| 男性 | 599 | 3減 | 47.4 | 19.0 |
| 女性 | 242 | 1増 | 41.5 | 15.2 |
| 合計又は平均 | 841 | 2減 | 45.7 | 17.9 |

② 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数(名) | 前期末比(名) | 平均年齢(才) | 平均勤続年数(年) |
|--------|---------|---------|---------|-----------|
| 男性 | 358 | 11減 | 46.7 | 22.6 |
| 女性 | 184 | 7減 | 40.1 | 17.4 |
| 合計又は平均 | 542 | 18減 | 44.5 | 20.8 |

(13) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高(百万円) |
|-------------|------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,407 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,336 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,300 |

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 80,000,000株 (自己株式4,329,588株を含む。)

(2) 株主数 1,017名 (前期末比24名減)

(3) 大株主

| 株主名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|----------------|---------|---------|
| 日本製紙株式会社 | 8,605 | 11.4 |
| 北越コーポレーション株式会社 | 8,530 | 11.3 |
| 特種東海製紙株式会社 | 3,913 | 5.2 |
| 王子ホールディングス株式会社 | 3,286 | 4.3 |
| 昭和パックス株式会社 | 2,613 | 3.5 |
| 株式会社サンエー化研 | 2,613 | 3.5 |
| 新生紙パルプ商事従業員持株会 | 2,512 | 3.3 |
| 北越パッケージ株式会社 | 2,040 | 2.7 |
| 中越パルプ工業株式会社 | 1,940 | 2.6 |
| 公益財団法人睦育英会 | 1,300 | 1.7 |

(注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

2.持株比率については、自己株式(4,329,588株)を控除して算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分及び保有の状況

- ①取得株式 普通株式 444,455株 取得価額の総額 186,671千円
 ②処分株式 普通株式 ー株 処分価額の総額 ー千円
 ③決算期末における保有株式 普通株式 4,329,588株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和4年3月31日現在)

| 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 | 氏名 |
|-----------|-----------------------------|--------|
| 代表取締役会長 | | 加藤 康次郎 |
| 代表取締役社長 | 営業統括本部長 | 三瓶 悦男 |
| 取締役専務執行役員 | 東京本店長 | 西岡 宏侍 |
| 取締役常務執行役員 | 東京本店化成成品事業部長兼営業統括本部化成成品担当 | 鈴木 厚彦 |
| 取締役常務執行役員 | 東京本店パッケージ事業部長兼営業統括本部パッケージ担当 | 大木 猛 |
| 取締役上席執行役員 | 東京本店第二ペーパー事業部長兼営業統括本部印刷担当 | 鳥羽 登 |
| 取締役上席執行役員 | 管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長 | 重田 栄治 |
| 取締役 | 岩田合同法律事務所パートナー弁護士 | 上田 淳史 |
| 監査役(常勤) | | 宮本 貞彦 |
| 監査役(常勤) | | 井上 眞樹夫 |
| 監査役 | 株式会社サンエー化研常勤監査役 | 佐藤 誠一 |
| 監査役 | 昭和パックス株式会社常勤監査役 | 望月 健太郎 |

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

就任

取締役
上席執行役員 重田 栄治 (令和3年6月18日付)
取締役 上田 淳史 (令和3年6月18日付)
監査役 井上 眞樹夫 (令和3年6月18日付)
監査役 望月 健太郎 (令和3年6月18日付)

退任

取締役
常務執行役員 並川 貞行 (令和3年6月18日付)
監査役 上田 淳史 (令和3年6月18日付)

辞任

監査役 菊地 昌文 (令和3年6月18日付)

2. 取締役上田淳史氏は、社外取締役であります。

3. 監査役佐藤誠一氏、望月健太郎氏は、社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社内役員及び社外役員との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 対象となる 役員の員数(名) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | 報酬等の総額 (百万円) |
|-----------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|
| | | 基本報酬 | 役員退職慰労 引当金繰入額 | |
| 取締役 | 9 | 217 | 25 | 242 |
| (うち社外取締役) | (1) | (3) | (-) | (3) |
| 監査役 | 4 | 29 | 3 | 32 |
| (うち社外監査役) | (1) | (0) | (-) | (0) |
| 合計 | 13 | 246 | 28 | 275 |

- (注) 1. 上記には、令和3年6月18日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、令和3年6月18日開催の第161回定時株主総会において年額3億円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は8名です。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第140回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の監査役の員数は4名です。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a. 基本方針

当社は、取締役及び監査役の報酬制度が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるように、業務執行・経営監督の役割に応じて、それらが適切に発揮されるように定めています。

とりわけ業務執行を担う取締役の報酬は、株主の皆様との価値共有を促進し、企業業績と企業価値の向上に資することを基本方針としています。

なお、当社は取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

固定報酬である「基本報酬」及び「役員退職慰労金」で構成しています。

取締役の基本報酬は、役位ごとに定めた基礎額に、会社の業績・業界動向等を総合的に勘案して決定いたします。

監査役の基本報酬は、役割及び独立性の観点で報酬額を決定いたします。

また、役員退職慰労金は、原則として役位及び在任期間に応じて決定いたします。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 報酬等の決定方法

取締役及び監査役の個人別基本報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役は取締役会が代表取締役社長三瓶悦男に一任して、監査役は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、役員退職慰労金は、「役員退職慰労金に関する内規」に従い、取締役は取締役会が、監査役は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役上田淳史氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士を兼職しておりますが、当社は岩田合同法律事務所との間に特別な関係はありません。

監査役佐藤誠一氏は、株式会社サンエー化研の監査役(常勤)を兼職しており、当社は株式会社サンエー化研との間に製品販売等の取引関係があります。

監査役望月健太郎氏は、昭和パックス株式会社の監査役(常勤)を兼職しており、当社は昭和パックス株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

| 区分 | 取締役会(12回開催) | | | |
|----------|-------------|--|------|--|
| | 出席回数 | | 出席率 | |
| 取締役 上田淳史 | 12回 | | 100% | |

| 区分 | 取締役会(15回開催) | | 監査役会(7回開催) | |
|----------|-------------|------|------------|------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 監査役 佐藤誠一 | 15回 | 100% | 7回 | 100% |

| 区分 | 取締役会(12回開催) | | 監査役会(5回開催) | |
|-----------|-------------|------|------------|------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 監査役 望月健太郎 | 12回 | 100% | 5回 | 100% |

上田淳史氏は令和3年6月開催の定時株主総会で新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

なお、監査役を退任するまで、開催された取締役会3回及び監査役会2回の全てに出席しております。

望月健太郎氏は令和3年6月開催の定時株主総会で新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会・監査役会への出席状況を記載しております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役上田淳史氏は、取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。

c. 監査役取締役会及び監査役会における発言状況

監査役佐藤誠一氏は、プラスチック複合加工製品メーカーにおける豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

監査役望月健太郎氏は、企業経営における豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

また、監査役会においても、監査役佐藤誠一氏は、当業界における豊富な経験から、監査役望月健太郎氏は、企業経営における豊富な知見から、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額(百万円) |
|---|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 29 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 29 |

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
- 3.監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等を検討した結果、妥当と認め、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法及び公序良俗に照らして、不相当と認められると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令を遵守し社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先課題と位置付けることとする。
- b. 代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制の目的の一つである法令遵守を重点項目として指導の徹底を図る。
- c. 社長の直属の機関として監査部を置き、各業務が法令や規程に従って遂行されているかを監査し、その結果を社長に報告することとする。
- d. 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかの監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 重要文書の保存・管理等については「文書管理規程」に基づいて行う。
- b. 株主総会及び取締役会の議事録、決算書類等の法令により定められた文書は所定の所轄部門で保管・管理され、適切な情報管理及び開示体制を構築する。
- c. その他、稟議書等の取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、所定の管理責任者が保管・管理し、監査役は定期的にこれらの整備運用状況を監査することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 職務遂行に伴うリスクの管理については、職務の分野別に規程・細則等を定め、リスク管理のための方針・手続・要領等を示しその周知徹底を図る。
- b. 経営上の問題については、内部統制委員会等の諸機関において協議・監督指導を行い、個別案件では職務権限に応じて稟議制度等に基づき適正に適用し、最も重要な項目は取締役会の意思決定により対応する。
- c. 監査役及び監査部は、独立した機関及び組織として全社的・定期的にリスク管理の状況を監査しリスクの予防に努め、所定の手続によりリスクの統制を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、経営方針等の決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、会社経営の効率性・健全性を図る。
- b. 取締役は、取締役会で決定された委嘱業務について、担当する組織の運営・業務遂行状況を監視し、目標に向けた適切な指導を行う。
- c. 取締役会は、業務統制を図るため営業統括・管理統括を組織し、「取締役会規程」「職務権限規程」等による諸手続や指示・報告体制の遵守を義務付け、その職務遂行の迅速性を図る。
- d. 内部統制委員会の定期的な開催により、取締役・従業員の職務遂行が法令・規程等を遵守したものであるか、効率的・円滑に遂行されているかを審議し、問題点の改善等適切な指導を行うこととする。
- e. 監査役及び監査部は、取締役・従業員の職務が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することとする。

- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a.企業集団の内部統制については、「関係会社管理規程」に従い連携・指導関係を明確にし、会計基準の統一化等経理業務を中心とした指導により業務の適正化を図る。
 - b.代表取締役を長とする「関係会社会議」を定例的に開催し、各社の経営・業績状況を把握し、連結財務報告の信頼性を確保するための指導を行うこととする。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a.監査役に補助使用人を置き、会社は補助使用人の選定及び地位の独立性等について監査役と十分協議し、監査役監査が適法かつ適正・円滑に行われるよう努めることとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a.監査役は取締役会等重要な会議に出席し、要請により他の会議に随時出席することとする。
 - b.代表取締役と監査役は定期的な会合をもち、内部統制の状況等について報告・協議を行うこととする。
 - c.業務執行に関する重要な文書を監査役に回付するほか、必要に応じ役職員が監査役に対し報告・説明を行うこととする。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a.監査役4名のうち2名は社外役員であり、経営面・法務面等多角的な視点から監査・助言を行うこととする。
 - b.監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について監査役に報告し、効率的な監査役監査に資することとする。
 - c.会計監査人は監査役と定期的な会合をもち、会計監査人の監査活動の状況及び結果を報告し、随時情報交換を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等につきましては、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、単年度の業績に左右されない安定した配当を継続する方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、令和4年5月24日開催の取締役会において、1株当たり5円と決定させていただきました。(効力発生日:令和4年6月23日)

この結果、当期の年間配当金は、中間配当金5円とあわせ、1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 第162期 令和4年3月31日現在 | (ご参考)第161期 令和3年3月31日現在 | 科目 | 第162期 令和4年3月31日現在 | (ご参考)第161期 令和3年3月31日現在 |
|-------------|----------------------|---------------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 102,215 | 97,328 | 流動負債 | 76,474 | 73,293 |
| 現金及び預金 | 7,023 | 10,151 | 支払手形及び買掛金 | 68,963 | 65,803 |
| 受取手形及び売掛金 | — | 64,470 | 短期借入金 | 4,662 | 4,173 |
| 受取手形 | 9,460 | — | 1年内償還予定の社債 | — | 500 |
| 電子記録債権 | 18,921 | 12,499 | 賞与引当金 | 488 | 476 |
| 売掛金 | 52,263 | — | その他流動負債 | 2,359 | 2,340 |
| 有価証券 | 5,500 | 3,500 | 固定負債 | 9,072 | 10,388 |
| 棚卸資産 | 8,613 | 6,486 | 長期借入金 | 1,597 | 3,116 |
| その他流動資産 | 557 | 455 | リース債務 | 207 | 222 |
| 貸倒引当金 | △124 | △236 | 繰延税金負債 | 4,595 | 4,432 |
| 固定資産 | 51,350 | 51,919 | 役員退職引当金 | 203 | 180 |
| 有形固定資産 | 21,471 | 21,957 | 退職給付に係る負債 | 22 | 22 |
| 建物及び構築物 | 10,355 | 10,854 | 関係会社事業損失引当金 | 445 | 413 |
| 機械装置及び運搬具 | 556 | 555 | その他固定負債 | 1,999 | 2,000 |
| 土地 | 10,029 | 9,991 | 負債合計 | 85,546 | 83,682 |
| リース資産 | 441 | 452 | 純資産の部 | | |
| その他有形固定資産 | 87 | 102 | 株主資本 | 60,530 | 57,592 |
| 無形固定資産 | 597 | 555 | 資本金 | 3,228 | 3,228 |
| 借地権 | 82 | 82 | 資本剰余金 | 1,853 | 1,853 |
| ソフトウェア | 203 | 235 | 利益剰余金 | 57,111 | 53,987 |
| リース資産 | 39 | 15 | 自己株式 | △1,663 | △1,476 |
| その他無形固定資産 | 271 | 221 | その他の包括利益累計額 | 7,417 | 7,910 |
| 投資その他の資産 | 29,281 | 29,406 | その他有価証券評価差額金 | 7,323 | 7,739 |
| 投資有価証券 | 26,495 | 26,979 | 繰延ヘッジ損益 | △0 | △1 |
| 長期貸付金 | 515 | 341 | 為替換算調整勘定 | 144 | 159 |
| 退職給付に係る資産 | 1,860 | 1,709 | 退職給付に係る調整累計額 | △48 | 13 |
| その他投資等 | 2,082 | 1,924 | 非支配株主持分 | 70 | 63 |
| 貸倒引当金 | △1,672 | △1,548 | 純資産合計 | 68,018 | 65,566 |
| 繰延資産 | — | 1 | 負債及び純資産合計 | 153,565 | 149,248 |
| 社債発行費 | — | 1 | | | |
| 資産合計 | 153,565 | 149,248 | | | |

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 第162期 | (ご参考)第161期 |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 自 令和 3 年4月 1 日 至 令和 4 年3月31日 | 自 令和 2 年4月 1 日 至 令和 3 年3月31日 |
| 売上高 | 231,237 | 230,406 |
| 売上原価 | 216,902 | 216,594 |
| 売上総利益 | 14,335 | 13,811 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,668 | 9,624 |
| 営業利益 | 4,666 | 4,187 |
| 営業外収益 | 1,099 | 830 |
| 受取利息 | 16 | 14 |
| 受取配当金 | 599 | 571 |
| その他 | 484 | 245 |
| 営業外費用 | 141 | 171 |
| 支払利息 | 64 | 77 |
| その他 | 77 | 93 |
| 経常利益 | 5,625 | 4,846 |
| 特別利益 | 800 | 423 |
| 固定資産売却益 | 747 | 1 |
| 投資有価証券売却益 | 24 | 19 |
| 貸倒引当金戻入額 | — | 371 |
| その他 | 28 | 31 |
| 特別損失 | 606 | 647 |
| 固定資産除却損 | 2 | 5 |
| 減損損失 | — | 127 |
| 投資有価証券評価損 | 601 | 154 |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | — | 356 |
| その他 | 2 | 2 |
| 税金等調整前当期純利益 | 5,819 | 4,621 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,620 | 1,326 |
| 法人税等調整額 | 307 | 19 |
| 当期純利益 | 3,890 | 3,276 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 6 | 1 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,883 | 3,275 |

連結株主資本等変動計算書 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,228 | 1,853 | 53,987 | △1,476 | 57,592 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △758 | | △758 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,883 | | 3,883 |
| 自己株式の取得 | | | | △186 | △186 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | | | 3,124 | △186 | 2,937 |
| 当期末残高 | 3,228 | 1,853 | 57,111 | △1,663 | 60,530 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|---------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延 ヘッジ損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 7,739 | △1 | 159 | 13 | 7,910 | 63 | 65,566 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △758 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 3,883 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △186 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額) | △416 | 0 | △15 | △62 | △493 | 7 | △485 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △416 | 0 | △15 | △62 | △493 | 7 | 2,452 |
| 当期末残高 | 7,323 | △0 | 144 | △48 | 7,417 | 70 | 68,018 |

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 第162期 令和4年3月31日現在 | (ご参考)第161期 令和3年3月31日現在 | 科目 | 第162期 令和4年3月31日現在 | (ご参考)第161期 令和3年3月31日現在 |
|-------------|----------------------|---------------------------|------------------|----------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 95,876 | 92,614 | 流動負債 | 72,331 | 70,657 |
| 現金及び預金 | 3,996 | 7,822 | 支払手形 | 6,906 | 6,369 |
| 受取手形 | 8,689 | 10,116 | 買掛金 | 58,516 | 56,851 |
| 電子記録債権 | 18,649 | 16,576 | 短期借入金 | 4,492 | 4,438 |
| 売掛金 | 51,443 | 48,879 | 1年内償還予定の社債 | — | 500 |
| 有価証券 | 5,500 | 3,500 | 未払金 | 650 | 640 |
| 商品 | 7,547 | 5,967 | 未払法人税等 | 931 | 769 |
| 短期貸付金 | 563 | 679 | リース債務 | 66 | 85 |
| その他流動資産 | 471 | 253 | 賞与引当金 | 384 | 392 |
| 貸倒引当金 | △985 | △1,181 | その他流動負債 | 382 | 610 |
| 固定資産 | 48,781 | 49,441 | 固定負債 | 8,761 | 10,115 |
| 有形固定資産 | 20,520 | 21,012 | 長期借入金 | 1,030 | 2,630 |
| 建物及び構築物 | 9,822 | 10,294 | リース債務 | 132 | 153 |
| 土地 | 10,220 | 10,182 | 繰延税金負債 | 4,623 | 4,453 |
| リース資産 | 321 | 357 | 役員退職引当金 | 182 | 165 |
| その他有形固定資産 | 156 | 178 | 長期預り保証金 | 1,953 | 1,949 |
| 無形固定資産 | 305 | 328 | 関係会社事業損失引当金 | 816 | 734 |
| ソフトウェア | 184 | 207 | その他固定負債 | 23 | 28 |
| その他無形固定資産 | 121 | 121 | 負債合計 | 81,092 | 80,772 |
| 投資その他の資産 | 27,955 | 28,099 | 純資産の部 | | |
| 投資有価証券 | 24,825 | 25,342 | 株主資本 | 56,514 | 53,834 |
| 関係会社株式 | 349 | 339 | 資本金 | 3,228 | 3,228 |
| 出資金 | 59 | 53 | 資本剰余金 | 1,848 | 1,848 |
| 関係会社出資金 | 75 | 75 | 資本準備金 | 1,848 | 1,848 |
| 長期貸付金 | 824 | 705 | 利益剰余金 | 53,100 | 50,234 |
| 長期営業債権 | 50 | 71 | 利益準備金 | 809 | 809 |
| 前払年金費用 | 1,930 | 1,689 | その他利益剰余金 | 52,291 | 49,424 |
| その他投資等 | 268 | 260 | 退職積立金 | 520 | 520 |
| 貸倒引当金 | △429 | △438 | 配当準備積立金 | 660 | 660 |
| 繰延資産 | — | 1 | 固定資産圧縮積立金 | 4,758 | 4,818 |
| 社債発行費 | — | 1 | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 412 | — |
| 資産合計 | 144,658 | 142,057 | 別途積立金 | 23,350 | 23,350 |
| | | | 繰越利益剰余金 | 22,590 | 20,076 |
| | | | 自己株式 | △1,663 | △1,476 |
| | | | 評価・換算差額等 | 7,051 | 7,450 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 7,052 | 7,451 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | △0 | △1 |
| | | | 純資産合計 | 63,566 | 61,284 |
| | | | 負債及び純資産合計 | 144,658 | 142,057 |

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 第162期 | (ご参考)第161期 |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日 | 自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日 |
| 売上高 | 221,556 | 223,001 |
| 商品売上高 | 218,702 | 220,389 |
| 賃貸料収入 | 2,601 | 2,548 |
| その他の営業収入 | 252 | 62 |
| 売上原価 | 207,686 | 209,520 |
| 商品売上原価 | 206,517 | 208,261 |
| 賃貸料原価 | 1,168 | 1,258 |
| 売上総利益 | 13,870 | 13,481 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,436 | 9,420 |
| 営業利益 | 4,433 | 4,061 |
| 営業外収益 | 1,000 | 711 |
| 受取利息 | 28 | 23 |
| 受取配当金 | 607 | 584 |
| その他 | 364 | 103 |
| 営業外費用 | 126 | 157 |
| 支払利息 | 54 | 69 |
| 社債利息 | 1 | 1 |
| その他 | 70 | 86 |
| 経常利益 | 5,308 | 4,615 |
| 特別利益 | 795 | 493 |
| 固定資産売却益 | 742 | — |
| 投資有価証券売却益 | 24 | 19 |
| 子会社清算益 | — | 103 |
| 貸倒引当金戻入額 | — | 371 |
| その他 | 28 | 0 |
| 特別損失 | 603 | 814 |
| 固定資産除却損 | 0 | 5 |
| 減損損失 | — | 201 |
| 投資有価証券評価損 | 601 | 0 |
| 関係会社株式評価損 | 0 | 247 |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | — | 356 |
| その他 | 1 | 2 |
| 税引前当期純利益 | 5,501 | 4,294 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,563 | 1,305 |
| 法人税等調整額 | 312 | 9 |
| 当期純利益 | 3,625 | 2,980 |

株主資本等変動計算書 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-------|-------|-------------|---------------|-------------------|-------|-------------|--------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | | |
| | | | 退職積立金 | 配当準備 積立金 | 固定資産 圧縮積立金 | 固定資産圧縮 特別勘定積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 3,228 | 1,848 | 809 | 520 | 660 | 4,818 | — | 23,350 | 20,076 | 50,234 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △758 | △758 |
| 固定資産圧縮積立金積立額 | | | | | | 19 | | | △19 | — |
| 固定資産圧縮積立金取崩額 | | | | | | △79 | | | 79 | — |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金積立額 | | | | | | | 412 | | △412 | — |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 3,625 | 3,625 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | — | △59 | 412 | — | 2,514 | 2,866 |
| 当期末残高 | 3,228 | 1,848 | 809 | 520 | 660 | 4,758 | 412 | 23,350 | 22,590 | 53,100 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|--------|----------------------|-------------|----------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △1,476 | 53,834 | 7,451 | △1 | 7,450 | 61,284 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △758 | | | | △758 |
| 固定資産圧縮積立金積立額 | | — | | | | — |
| 固定資産圧縮積立金取崩額 | | — | | | | — |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金積立額 | | — | | | | — |
| 当期純利益 | | 3,625 | | | | 3,625 |
| 自己株式の取得 | △186 | △186 | | | | △186 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | △398 | 0 | △398 | △398 |
| 事業年度中の変動額合計 | △186 | 2,679 | △398 | 0 | △398 | 2,281 |
| 当期末残高 | △1,663 | 56,514 | 7,052 | △0 | 7,051 | 63,566 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和4年5月19日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 酒 井 宏 暢
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 浅 山 英 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和4年5月19日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 酒 井 宏 暢
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 浅 山 英 夫
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部をはじめその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、常務会等、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、東陽監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

新生紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 宮本貞彦 ㊞

常勤監査役 井上眞樹夫 ㊞

社外監査役 佐藤誠一 ㊞

社外監査役 望月健太郎 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|----------------|
| 1 | かとう やすじろう 加藤 康次郎 (1952年7月3日生) | 1977年4月 株式会社岡本入社 2001年5月 同社第四営業本部段ボール部長 2005年10月 当社東京本店パッケージ事業部段ボール部長 2009年4月 当社東京本店パッケージ事業部副事業部長 2010年6月 当社執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2011年6月 当社取締役東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2012年4月 当社取締役東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2013年4月 当社取締役常務執行役員東京本店長 2014年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2015年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2015年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2018年4月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役会長 現在に至る | 87,000株 |
| 2 | さんべい えつ お 三瓶 悦男 (1958年12月20日生) | 1981年4月 株式会社岡本入社 2005年5月 同社第一営業本部出版用紙四部担当部長 2005年10月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙四部付部長 2006年4月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙三部長 2011年6月 当社執行役員東京本店業務本部長兼営業統括本部業務担当 2012年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2021年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 現在に至る | 64,220株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|--|----------------|
| 3 | にしおか こうじ 西岡 宏侍 (1959年2月19日生) | 1982年4月 当社入社 2004年4月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2009年4月 当社東京本店パッケージ事業部包装用紙部長 2011年6月 当社執行役員東京本店情報機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店情報機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2015年4月 当社取締役執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2020年4月 当社取締役専務執行役員東京本店長 2022年4月 当社取締役専務執行役員東京本店情報機能材・パッケージ事業管掌 現在に至る | 61,250株 |
| 4 | おおき たけし 大木 猛 (1959年7月16日生) | 1983年4月 当社入社 2007年4月 当社東京本店第一ペーパー事業部第一事業部卸商一部長 2011年4月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2015年4月 当社東京本店第一ペーパー事業部長 2016年4月 当社執行役員東京本店第一ペーパー事業部長 2018年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年4月 当社上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2020年6月 当社取締役上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2021年4月 当社取締役常務執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部業務本部管掌 現在に至る | 42,000株 |
| 5 | とば のぼる 鳥羽 登 (1963年8月7日生) | 1986年4月 株式会社岡本入社 2010年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙部三部長 2016年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部長 2017年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年4月 当社上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2020年6月 当社取締役上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員東京本店印刷用紙事業管掌兼 営業統括本部印刷担当 現在に至る | 31,220株 |
| 6 | しげた えいじ 重田 栄治 (1965年3月15日生) | 1987年4月 当社入社 2009年4月 当社管理統括本部経理本部財務部長 2015年4月 当社管理統括本部付部長(財務部・管理部担当) 2016年4月 当社管理統括本部財務本部長兼財務本部財務部長 2019年4月 当社管理統括本部総務本部長兼財務本部長兼財務本部財務部長 2020年4月 当社執行役員管理統括本部総務本部長兼財務本部長 2021年4月 当社上席執行役員管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 現在に至る | 18,200株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|--|----------------|
| 7 | うえだ あつし 上田 淳史 (1972年4月2日生) | 1998年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所 2007年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年 1月 岩田合同法律事務所パートナー 2017年 6月 当社監査役 2021年 6月 当社取締役 現在に至る | 2,000株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上田淳史氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由と期待される役割

上田淳史氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまでの当社社外監査役及び社外取締役としての職務経験をもとに、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言をしていただきました。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 上田淳史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役宮本貞彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|--|---|----------------|
| もりた よしのり 森田 好則 (1963年10月19日生) | 1986年 4月 当社入社 2011年 4月 当社名古屋支店ペーパー事業部卸商部長 2013年 4月 当社名古屋支店業務本部長 2019年 4月 当社名古屋支店パッケージ事業部長 2022年 4月 当社監査部担当 現在に至る | 4,200株 |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|----------------|
| たかべ たけまさ 高部 文昌 (1972年7月19日生) | 1995年4月 サンエー化学工業株式会社(現・株式会社サンエー化研)入社 2021年10月 同社経理部長 現在に至る | 0株 |

(注)1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 高部文昌氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、株式会社サンエー化研における実務経験と経理等の豊富な知見を生かした専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます鈴木厚彦氏及び本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます宮本貞彦氏に対し、退任取締役に関しては当社の業績及び企業価値の向上、退任監査役に関しては当社経営に対する監視と監査活動に尽力したため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知10頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|---------------------------|---|
| すずき あつひこ 鈴木 厚彦 | 2017年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る |
| みやもと さだひこ 宮本 貞彦 | 2014年6月 当社監査役 現在に至る |

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル
 ベルサール神田 3階会議室
 ☎03-5281-3053



交通のご案内

●JR

神田駅 出口(西口、北口)
 御茶ノ水駅 出口(聖橋口)

●地下鉄

東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 出口(B6・A4・A2)
 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 出口(B6・B7)
 都営地下鉄新宿線 小川町駅 出口(B6・B7)
 東京メトロ銀座線 神田駅 出口(5)